

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成１９年度決算に基づき算定された基山町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりです。

基山町の平成１９年度決算においては、全ての指標において国の基準である早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準の基準内となり、財政状況は健全に運営されていると判断されますが、実質公債費比率と将来負担比率は今後の増加が見込まれますので、自主財源の確保や事務事業の見直しにより、一層の財政健全化に努めてまいります。

平成１９年度決算に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
基山町	—	—	13.6%	64.8%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、該当がないことから「—」表示となります。

- ・ 実質赤字比率では、一般会計等の実質収支は黒字であり実質赤字は生じていないので、実質赤字比率は該当ありません。
- ・ 連結実質赤字比率では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じていないので、連結実質赤字比率は該当ありません。
- ・ 実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金などの比率（３カ年平均）であり、１８％以上になると地方債の発行に県知事の許可が必要となり、２５％以上になると一部の地方債を発行できなくなります。
- ・ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となります。

平成１９年度決算に基づく資金不足比率

	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0%

※資金不足比率は、該当がないことから「—」表示となります。

- ・ 資金不足比率では、下水道事業に資金不足は生じていないため、該当ありません。